

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
  - ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
  - ・収去飼料の試験結果の概要
  - ・保安林の指定の予定
  - ・指定管理者の指定

所管課（室）名

文化振興・世界遺産課	福祉保健課	//
畜産課	森林政課	港湾課

### ◎ 公 告

- ・測量の実施（2件）
- ・測量の終了（2件）

建設企画課	//
-------	----

## 告 示

### 長崎県告示第5号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前					
別表（第2条関係） 物産ブランド推進課関係					別表（第2条関係） 物産ブランド推進課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	対象者
1～3 略										
4	酒米価格高騰緊急対策支援事業補助金	県内酒蔵の日本酒製造用原料米の購入を支援することにより、経営の安定化を図る。	補助対象者の日本酒製造用原料米の購入に要する経費	2分の1以内	県内酒蔵	補助対象者の日本酒製造用原料米の購入に要する経費	1以内	県内酒蔵	1以内	県内酒蔵
				。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。			。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。		。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	

## 長崎県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
こせき歯科・諫早クリニック	小関 優作	長崎県諫早市川床町270番1	令和7年7月1日	令和13年6月30日
くしま内科クリニック	医療法人十慶会 理事長 野島 富美子	長崎県大村市本町436-16	令和7年6月1日	令和13年5月31日
とおやま内科	夫津木 いづみ	長崎県西彼杵郡時津町浦郷301番地22	令和7年6月1日	令和13年5月31日
いなだ歯科	稻田 浩一	長崎県島原市加美町1000-2	令和7年7月1日	令和13年6月30日
植田クリニック	植田 成文	長崎県諫早市馬渡町5-58	令和7年7月1日	令和13年6月30日
菅歯科医院	菅 徳明	長崎県南島原市南有馬町乙974	令和7年7月1日	令和13年6月30日
医療法人 雄心会 たかお循環器内科	医療法人 雄心会 理事長 高尾 雅己	長崎県島原市桜町953番地1号	令和7年8月1日	令和13年7月31日
虹の薬局	有限会社 スカイファーマシー 代表取締役 馬場 清志	長崎県島原市桜町953番地1号	令和7年8月1日	令和13年7月31日
医療法人 青藍会 神宮司クリニック	医療法人 青藍会 理事長 神宮司 多門	長崎県諫早市永昌東町15番7号	令和7年8月1日	令和13年7月31日
医療法人社団 紘仁会 末吉形成外科クリニック	医療法人社団 紘仁会 理事長 末吉 昭	長崎県諫早市仲沖町273番6号	令和7年8月1日	令和13年7月31日
いななが歯科	稻永 卓司	長崎県諫早市泉町26番5号	令和7年8月1日	令和13年7月31日
中央薬局	有限会社コンフォート 代表取締役 関根 章	長崎県諫早市永昌東町15-8	令和7年8月1日	令和13年7月31日
よしだレディースクリニック	医療法人雄大会 理事長 吉田 正雄	長崎県大村市富の原2丁目366番3	令和7年8月1日	令和13年7月31日
T's歯科クリニック	津田 雅史	長崎県大村市坂口町386番地1	令和7年8月1日	令和13年7月31日
そうごう薬局大村幸町店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 荘一郎	長崎県大村市幸町25-72	令和7年8月1日	令和13年7月31日
ミチノオ駅前薬局	株式会社アイエヌ企画 代表取締役 池田 則義	長崎県西彼杵郡長与町高田郷13-11	令和7年8月7日	令和13年8月6日
メロディー薬局	有限会社ハーモニー 代表取締役 中嶋 美香	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷38-3 エスピワール冬切102号	令和7年8月1日	令和13年7月31日

おおむら中央薬局	永友 亜希子	長崎県大村市池田2-299-1	令和7年7月1日	令和13年6月30日
五島市国民健康保険 奈留歯科診療所	五島市長 出口 太	長崎県五島市奈留町浦1750番地1	令和7年7月1日	令和13年6月30日

**長崎県告示第7号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
くしま記念クリニック	医療法人 十慶会 理事長 野島 富美子	長崎県大村市玖島2丁目338-21	令和7年5月31日
とおやま内科	遠山 杏子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷301番地22	令和7年5月31日
そうごう薬局 真崎店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 荘一郎	長崎県諫早市真崎町1610番地14	令和7年6月30日
株式会社エム.エス.ファー マシー おおむら中央薬局	株式会社エム.エス.ファー マシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県大村市池田2-299-1	令和7年6月30日
山田医院	山田 雅彦	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1253番地1	令和7年6月30日
イヌオ胃腸科外科医院	医療法人社団博栄会 理事長 犬尾 浩之	長崎県諫早市多良見町化屋716番地1	令和7年6月30日
第一薬局	株式会社第一薬局 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県島原市新町1丁目223	令和7年7月31日

**長崎県告示第8号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和7年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び 法人番号	飼料の名称	製造（輸入） 年月	試験項目	違反の 内容
J A全農くみあい飼料 株式会社 長崎工場 8070001021304 長崎県佐世保市干尽町36	同左	くみあい配合飼料 肉用牛新やまと繁殖	R 7.11	栄養成分等－ 粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、りん	無
J A全農くみあい飼料 株式会社 長崎工場 8070001021304	同左	くみあい配合飼料 長崎和牛後期	R 7.11	栄養成分等－ 粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、	無

長崎県佐世保市干尽町36			カルシウム、りん
--------------	--	--	----------

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合は、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

## 長崎県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 保安林予定森林の所在場所

南松浦郡新上五島町鯛ノ浦阿瀬津郷字上ノ河内53の1、56、58の1、58の2、59、60の1、60の2、61の1、61の2、62の1から62の5まで、63、64の1から64の9まで、64の12から64の19まで、64の22から64の50まで、64の54、64の55、65、66、67の3から67の5まで、85の1から85の5まで、85の7、85の11から85の15まで、85の293から85の303まで、字家ノ上86の1から86の3まで、88の2、89、90の1、90の2、91、92の1、92の2、93の1から93の3まで、94、字鯛ノ浦193の10、193の15から193の17まで、193の24、193の25、193の29から193の45まで、193の48、字イカヅチ226の41

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ河内64の4・64の40（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字家ノ上89・92の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、90の2

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 長崎県告示第10号

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）第29条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
早岐港ハウステンボスマリーナ及び ハウステンボスハーバー	佐世保市ハウステンボス町4番地37 HAIKI マリーナハーバー合同会社 代表社員 株式会社NATiON. 職務執行者 北村 元樹	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

## 公 告

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市長田、小野地区ほか	令和8年1月9日から 令和8年3月31日まで

## 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷	令和8年1月11日から 令和8年3月20日まで

## 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市玉之浦町	令和7年12月5日

## 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市大里町	令和7年12月15日

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表  
(八二四)  
二一  
一一  
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリント  
寺田宏弥ト